

環 審 第 5 号
平成 21 年 8 月 21 日



沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県環境審議会
会長 桜井 国俊



環境負荷低減のための行動指針について (答申)

平成 21 年 8 月 13 日付け沖縄県諮問文第 11 号で諮問のあったみだしのことについて、下記のとおり答申します。

記

原案は概ね適当である。

ただし、県民の取り組みのうち「ウ その他、環境への負荷の低減」に温室効果ガス排出抑制のための取り組みとして、地産地消の推進に関する事項を加えること。

以上

1. 沖縄県生活環境保全条例第42条の規定に基づく環境負荷低減のための行動指針について

新条例において、生活環境の保全等を図るため、県民、事業者による環境負荷低減のための自主的な行動を促すための指針を県が示すこととしている（条例第41条）。

知事は、環境負荷低減のための行動指針を作成しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならないと定められている。

第42条 知事は、環境負荷低減のための行動指針を定めようとするときは、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 知事は、環境負荷低減のための行動指針を定めたとき、これを変更したとき、又は廃止したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により公表するものとする。

2. 環境負荷低減のための行動指針

(1) 県民及び事業者に対する行動指針について

事業者に対する行動指針

- ア．事業活動に伴う排水の処理に関する事項
- イ．自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に関する事項
- ウ．その他知事が必要と認める事項

県民に対する行動指針

- ア．生活排水の処理に関する事項
- イ．自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に関する事項
- ウ．その他知事が必要と認める事項

条例における行動指針に関する事項

（環境負荷低減のための行動指針）

第41条 知事は、生活環境の保全等を図るため、事業者及び県民が、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針（以下「環境負荷低減のための行動指針」という。）を定めるものとする。

2 環境負荷低減のための行動指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次のアからエまでに掲げる事項

- ア 事業活動に伴う排水の処理に関する事項
- イ 生活排水の処理に関する事項
- ウ 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に関する事項
- エ その他知事が必要と認める事項

(2) 特定事業者に対する行動指針

特定事業者については、上記の事業者に対する行動指針に加え、環境負荷低減計画を策定するよう努めなければならない。

また、当該計画に基づき、環境負荷の低減に努めなければならない。

なお、特定事業者は、改正エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称：省エネ法）に規定する特定事業者及び連鎖化事業者を対象としている。

環境負荷低減のための行動指針のイメージ

事業者

事業活動に伴う排水の処理

- ・ 下水道への接続促進
- ・ 水質汚濁防止法等の規制対象事業者の更なる環境負荷低減
- ・ 未規制事業者は、一律排水基準(BOD,SS)に適合する排出水を排出すること

自動車運行に伴う環境負荷低減

- ・ エコドライブ 10 のすすめ
- ・ 低公害車への切り替え

その他環境負荷低減

- ・ 農林水産分野における施設の適正管理等
- ・ 廃棄物の削減・再資源化・適正処理等
- ・ 地球温暖化防止等
(省エネルギーや廃棄物削減によるCO₂の削減等)

特定事業者

- ・ 工場等で、1年度の原油換算使用量 1,500kL 以上の事業者
- ・ 改正省エネ法に規定する、連鎖化事業者(フランチャイズ事業者等)で、1年度の原油換算使用量 1,500kL 以上の事業者

県民

生活排水の処理

- ・ 下水道への接続促進
- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進及び浄化槽の適正管理
- ・ 生活雑排水の負荷低減
- ・ ボランティア活動への参加

自動車運行に伴う環境負荷低減

- ・ エコドライブ 10 のすすめ
- ・ 低公害車への切り替え

その他環境負荷低減

- ・ 3R 活動など、環境負荷低減のための行動
- ・ 省エネ製品等への切り替え

知事は必要に応じ「行動計画を策定した特定事業者に対し、その計画及びその実施方法について報告を求めることが出来る。」と定めている(条例第 44 条第 1 項)。

また、知事は報告された計画及びその実施方法に対し指導・助言が出来ること定めている(同条第 2 項)

特定事業者

特定事業者とは、事業活動に伴う環境への負荷の程度を勘案して定めるものであり、一定程度の施設規模を有する事業者である。(H19 年度末: 県内 91 件)

そのため、一般の事業者よりも一歩進んだ環境活動を促すために、環境負荷低減のための行動計画の作成等に努めるよう求めている。

環境負荷低減計画では、

- ・ 環境経営システム(IAアクション 21 など)と同等程度の仕組みを持つこと
- ・ 温室効果ガス等の削減

などの項目について、取り組みを定め、公表することなどを求めている。

また、契約取引先等の事業者に対し、環境負荷低減のための行動指針に沿った事業活動に努めるよう求めることを定めている。

環境負荷低減のための行動指針（案）

沖縄県生活環境保全条例（平成 20 年沖縄県条例第 43 号）第 41 条の規定により、事業者及び県民が、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針を次のように定め、平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

環境負荷低減のための行動指針

1 行動指針に係る各主体の取り組みについて

(1) 事業者の取り組みについて

事業者は、以下のことについて、事業計画に取り入れるなど積極的に取り組むとともに、従業員へ環境教育を行い、環境負荷の低減の取組を徹底すること。

ア 事業活動に伴う排水の処理

(ア) 下水道が整備された区域においては、下水道に速やかに接続すること。

(イ) 水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例並びに沖縄県生活環境保全条例の排水基準が適用される事業者（以下「排水基準適用事業者」という。）は、排水基準を遵守するだけでなく、さらなる水質汚濁負荷の低減に努めること。

(ウ) 排水基準適用事業者以外の者（排水基準を定める総理府令 別表第 2 が適用されない 1 日の排出水量が 50m³ 未満の事業者を含む。）の排出水の汚染状態は、生物化学的酸素要求量については 120mg/L 以下、浮遊物質量については 150mg/L 以下とし、超過する場合は排水処理施設を設置するなどして、水質汚濁負荷を低減すること。

(エ) 排水処理施設の維持管理マニュアル及び事故時の対応マニュアルを作成し、従業員に周知すること。

イ 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減

(ア) 加速時はふんわりアクセル、定速運転中は加減速の少ない運転、減速時は早めのアクセルオフなど、穏やかな運転による燃費の改善に心がけること。

(イ) エアコンは、夏場は車内設定温度を下げすぎない、こまめに温度調整をし、それ以外の季節は使用を控え、燃費の改善に心がけること。

(ウ) 短時間の停車の際にもアイドリングストップに取り組むこと。

(エ) 暖機運転は最小限度にすること。

(オ) 道路交通情報を活用し、出来る限り渋滞区間を避けるとともに、運行経路の効率化等を図ること。

(カ) 燃費の悪化とタイヤの異常摩耗の防止のため、タイヤの空気圧を適正に保つよう努めること。

(キ) 不要な荷物は燃費の悪化につながることから、車から降ろすこと。

(ク) 渋滞や事故の原因とならないよう路上駐車は止めること。

(ケ) 車両の更新時には、ハイブリッド車など低燃費、低公害車に切り替えること。

ウ その他、環境への負荷の低減

- (ア) 牛、豚などの家畜を飼養する者は、家畜排せつ物の適正な管理や有効利用を図ること。
- (イ) 農業を営む者は、適正な農薬の散布・管理を行うとともに、肥料については適切な量を施すこと。
- (ウ) 水産養殖業を営む者は、食べ残しによる水質汚濁負荷が発生しないよう、飼料については適切な量を与えること。
- (エ) 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進すること。
- (オ) 廃棄物の処理にあたっては、性状等に留意し、適正に処理・委託すること。
- (カ) 地球温暖化対策に取り組むことを宣言し、従業員への呼びかけ、取組体制を整えること。
- (キ) 事業活動の中で取り組める省エネルギー、省資源行動を実施すること。
- (ク) グリーン商品（エコマーク商品など）を積極的に購入すること。
- (ケ) O A 機器などの機器・設備の更新時には、省エネ性能の高いものに切り替えること。
- (コ) 建物の新築・改修時には、省エネ性能の高い建物構造や省エネ・新エネシステムを積極的に導入すること。
- (サ) 建築設備等の改修時には、省エネ診断を実施し、効果的な省エネ改修を図ること。

(2) 県民の取り組みについて

ア 生活排水の処理

- (ア) 下水道や集落排水等が整備された区域においては、下水道等に速やかに接続しましょう。
- (イ) 下水道整備区域外において単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活排水を処理した後で排水するよう、合併処理浄化槽への切り替えに努めましょう。
- (ウ) 台所の流しに三角コーナーを設けたり、排水口に網を付けるなどして、調理くずや食べ残しをそのまま流さないようにしましょう。また、食器の汚れはスクレーパー（ゴムへら）などで拭き取ってから洗いましょう。
- (エ) 廃食用油等は、凝固剤などで処理し、排水口に流さないようにしましょう。また、地域で廃油を回収している場合は、回収に協力しましょう。
- (オ) 洗濯等に使用する洗剤は、適正な量を使用しましょう。
- (カ) 排水が処理されないまま河川等に流れるため、洗濯機を軒下やベランダに置かないようにしましょう。
- (キ) 川や海にゴミを捨てない。また、地域清掃活動などのボランティア活動に参加・協力しましょう。
- (ク) 浄化槽は、定期的な汚泥の引き抜き等適正に管理しましょう。

イ 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減

- (ア) 加速時はふんわりアクセル、巡航時は加減速の少ない運転、減速時は早めのアクセルオフなど、穏やかな運転による燃費の改善に心がけましょう。
- (イ) エアコンは、夏場は車内設定温度を下げすぎない、こまめに温度調整をし、それ以外の季節は使用を控えましょう。
- (ウ) アイドリングストップに取り組みましょう。
- (エ) 暖機運転は最小限度にしましょう。

- (オ) 道路交通情報を活用し、出来る限り渋滞区間を避けましょう。
- (カ) タイヤの空気圧を適正に保ちましょう。
- (キ) 不要な荷物は燃費の悪化につながることから、車から降ろしましょう。
- (ク) 渋滞や事故の原因とならないよう路上駐車は止めましょう。
- (ケ) 車両の更新時には、ハイブリッド車など低燃費、低公害車に切り替えましょう。

ウ その他、環境への負荷の低減

- (ア) 使い捨て製品の利用を控える、マイバックの持参や過剰包装を断るなど、ゴミの発生抑制（リデュース）を心がけましょう。
- (イ) 家具等の耐久消費財については、補修等による使用の延長や不用品交換等により、再利用（リユース）を心がけましょう。
- (ウ) 家庭ごみの減量化に努めるとともに適正に分別し、再生利用（リサイクル）に協力しましょう。
- (エ) 環境家計簿等をつけるなど、毎月のエネルギー使用量等を記録して排出される二酸化炭素をチェックし、毎日の生活の中で取り組める省エネルギー、省資源行動を実施しましょう。
- (オ) 家電製品などの機器・設備の更新時には、省エネ性能の高いものに切り替えるとともに、グリーン商品（エコマーク商品など）の購入を心がけましょう。
- (カ) 建物の新築・改修時には、省エネ性能の高い建物構造や省エネ・新エネシステムの導入を心がけましょう。
- (キ) 建築設備等の改修時には、省エネ診断を実施し、効果的な省エネ改修を心がけましょう。

2 特定事業者の事業活動に伴う環境負荷の低減

(1) 特定事業者は、事業活動に伴う環境の負荷低減を図るための計画（以下「環境負荷低減計画」という。）の策定に努めること。

(2) 環境負荷低減計画は、環境経営システム（Eアクション21 など）や、それと同等の仕組みを持ったものとする。

特定事業者は、環境負荷低減計画に基づき、継続的に環境負荷低減に取り組むこと。

なお、環境経営システムと同等の仕組みとは、以下の項目で構成されているものをいう。

- ア 環境負荷低減の取組への宣言
- イ 環境負荷の現状把握
- ウ 取組項目のチェック
- エ 環境方針の作成
- オ 目標及び活動計画の策定
- カ 活動計画の実施
- キ 取組状況の確認・評価
- ク 全体の評価と見直し
- ケ 活動レポートの作成と公表

(3) 環境負荷低減計画においては、温室効果ガス、廃棄物、排水の排出抑制に取り組むこととし、抑制措置は、次のとおりとする。

ア 国の定める温室効果ガス排出抑制等指針に基づく事業用の設備の選択・使用により温室効果ガスの排出の抑制に努めること。

イ 使い捨て容器からリターナブル容器への転換、梱包の簡素化、生産工程の改善などにより、廃棄物の発生抑制に努めること。

ウ リサイクル製品の使用、リサイクルしやすい製品の開発、廃棄物の分別の徹底などにより、廃棄物の再生利用に努めること。

エ 廃棄物の処理に当たっては、性状等に留意し、適正に処理・委託すること。

オ 散水やトイレ洗浄水等には、地下水、雨水、再生（処理）水の利用に努めること。

カ トイレ、洗面所、給湯室の水洗器具については、節水器具（センサー式洗浄弁や節水コマ、自動水栓など）の導入に努めること。

(4) 特定事業者は、事業の実施に伴い関連する事業者（契約取引先等）に対し、環境負荷低減のための行動指針に沿った事業活動に努めるよう求めること。